

みやぎ再生可能エネルギー等学習ツーリズム開催等業務 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、みやぎ再生可能エネルギー等学習ツーリズム開催等業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

4 委託料の上限額

金2,422千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格の規定）に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (4) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 本業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

6 企画提案事項

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行う。

- (1) ツアー業務等の概略
ツアーの内容、時期、場所、パンフレット作成等
- (2) その他、本業務の目的を達成するために実施できること

7 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書及び関係書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

(1) 質問

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第3号）を提出すること。電話や口頭、受付期限を過ぎてからの質問は一切受け付けない。

イ 質問受付期限

令和4年10月5日（水）午後5時まで

ロ 提出方法

電子メール

ハ 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班

電子メール：saiseis@pref.miyagi.lg.jp

ニ 回答方法

質問に対する回答は令和4年10月12日（水）午後5時までに県再生可能エネルギー室ホームページに掲載する。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(2) 参加申込

企画提案への参加に当たっては、次の書類を提出すること。

イ 提出期限

令和4年10月21日（金）午後5時必着

ロ 提出方法

郵送又は持参

ハ 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室再エネ・省エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 13階北側

ニ 提出書類

(イ) 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部

(ロ) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）：1部

(3) 企画提案書等

イ 提出期限

令和4年10月28日（金）午後5時必着

ロ 提出方法

郵送又は持参

ハ 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室再エネ・省エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 13階北側

ニ 提出書類

(イ) 企画提案書（任意様式）：6部

規格：A4版

表紙を付けページの通し番号を記載すること。

表紙には、提案者の事業者の名称を記載すること。

(ロ) 経費参考内訳書（任意様式）：6部

※仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載した事業経費見積書を添付すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

(ハ) 業務遂行体制図（任意様式）：6部

(ニ) 業務工程表（任意様式）：6部

(ホ) 過去の類似業務の実績（任意様式）：6部

(4) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は一切返却しない。

(5) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領に従っていない場合

ハ 下記8に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(6) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

ロ 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

ホ この企画提案の応募に係る全ての費用は、企画提案者の負担とする。

ヘ 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

8 審査方法

県は、企画提案者の中から本業務の受託者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、企画提案書の書類審査を実施する。

審査は、事前に提出された企画提案書と提案者によるプレゼンテーションを基に、あらかじめ定めた審査基準により審査を行い、各委員の評価点の平均が60点以上の事業提案者の中から、評価点の合計が最高の提案者を委託予定者として選定する。同点の提案者が複数いる場合は、委員間の協議により、委託予定者を選定する。企画提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを実施し、選定委員会で協議の上、候補者として選定するか否かを決定する。

なお、提案者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち企画提案書類の一次審査を実施し、上位5者を選定する。

(1) 開催日時 令和4年11月4日(金)

(2) 開催場所 宮城県庁内会議室

(3) 審査内容

イ プレゼンテーションへの出席者は、事業者ごとにそれぞれ3名以内とする。

ロ 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を合わせて30分以内とし、県が後日指定する時間割により事業者ごとに個別に行う。

ハ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、上記によるプレゼンテーション審査が不適であると判断した場合は、ウェブ等によるプレゼンテーション審査や書類審査とする場合がある。

(4) 審査内容

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目及び配点	審査の視点
ツアー等の内容について 【60点】	(1) 事業の目的を達成できる内容となっているか。 ・対象者にとって魅力ある企画かつ、再生可能エネルギー等についてしっかりと学習できる内容となっているか。 ・仕様書を適切に理解・把握した上での提案となっているか。 (2) 適切なツアー日程、行程及び訪問場所が提案されているか。 (3) 効果的なツアー参加者の募集方法が提案されているか。
業務遂行の実現性 【40点】	(1) 事業を実施する体制が整っているか。 (2) 類似事業実績を有するなどの業務経験又はバックグラウンドとなる知識を有しているか。 (3) 無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。 (4) 参加者の利便性や安全面等での配慮がなされているか。
その他自由提案 【10点を上限に加算】	仕様書の内容以外に目的に資する効果的な提案がなされているか。

(5) 選定結果の発表

選定結果については、後日、再生可能エネルギー室のホームページに掲載する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

9 スケジュール(予定含む)

(1) 企画提案募集開始 令和4年9月28日(水)

(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 令和4年10月5日(水)

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和4年10月12日(水) |
| (4) 企画提案への参加申込期限 | 令和4年10月21日(金) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和4年10月28日(金) |
| (6) 企画提案選定委員会の開催 | 令和4年11月4日(金) |
| (7) 選定結果通知 | 令和4年11月上旬頃 |
| (8) 契約締結 | 令和4年11月下旬頃 |

10 問い合わせ先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2655

FAX 022-211-2669